

尾張旭市選挙管理委員会（令和元年第16回）会議録

- 1 開催日時
令和元年6月3日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員
戸谷都江
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、書記 三浦一輝、書記 竹内耕平
- 7 議題
(定時登録関係)
第80号議案 選挙人名簿の登録について
第81号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
(在外選挙人関係)
第82号議案 在外選挙人名簿の登録について
(参院選関係)
第83号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
第84号議案 投票所の指定について
第85号議案 期日前投票所の指定について
第86号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
第87号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和元年第16回選挙管理委員会を開催いたします。
-----	---

	<p>会議に先立ちまして、本日は、戸谷委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、6月の定時登録、在外選挙人名簿関係の議案、参議院議員通常選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。第13回～第15回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>次に、次第の2「議事」に入らせていただきます。</p> <p>まず6月の定時登録に関する第80号議案、第81号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第80号議案、第81号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p>

はじめに、第 80 号議案の「選挙人名簿の登録について」で
ございます。公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、登録
月の 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する
方を同日に登録しなければならないとされており、本日は 6
月の定時登録を行おうとするものでございます。

通常は 6 月 1 日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法
第 22 条第 1 項に基づき、6 月 1 日が地方公共団体の休日に
当たる場合には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団
体の休日以外の日に登録することとなっています。このため、
本市では、同項の規定に基づく登録月の 1 日の直後の尾張旭
市の休日を定める条例に定められた休日以外の日である 6 月
3 日月曜日に定時登録を行うものです。

今回の登録は、令和元年 6 月 1 日を登録基準日、6 月 3 日
を登録日としまして、4 月 13 日の尾張旭市議会議員一般選
挙選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第 21 条第 1 項に
より、年齢要件として、年齢満 18 年以上の日本国民である
こと、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き
続き 3 か月以上本市の住民基本台帳に記録されている方等と
なっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件としまし
ては、平成 13 年 4 月 23 日から平成 13 年 6 月 2 日までの
出生者、住所要件としましては、平成 31 年 1 月 14 日から
平成 31 年 3 月 1 日までの転入者等ということになります。

次に第 81 号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」
でございます。公職選挙法第 28 条の規定により、選挙人名
簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当する
に至った方を、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、平成 31 年 4 月 20 日の登録の抹消以降の
該当者について行うものでございます。登録を抹消される事

	<p>由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成31年4月21日から令和元年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成30年12月20日から平成31年1月31日までの市外への転出者等でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第80号議案及び第81号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
委員	(名簿確認)
委員長	では、第80号議案及び第81号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第80号議案及び第81号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 8 0 号議案及び第 8 1 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第 8 2 号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第 8 2 号議案「在外選挙人名簿の登録について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1 名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の 3 月 1 日時点の登録者数、今回、6 月 3 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する 1 名の方が増え、3 7 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第 8 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 8 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第82号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第82号議案は可決されました。 ここからは、参議院議員通常選挙に関する議案となります。 第83号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	では第83号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、ご説明いたします。 公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、参議院（選挙区選出）議員の選挙においてはポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。 設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録、今回でいいますと4月13日の尾張旭市議会議員一般選挙の選挙時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。

	<p>本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km²未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>なお、前回の尾張旭市議会議員一般選挙からは、3箇所、投票区6 霞ヶ丘 38、39、41を都市計画道路霞ヶ丘線開通に伴い、沿線に変更しております。</p> <p>第83号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第83号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第83号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第83号議案は可決されました。</p>

	<p>続きまして、第 8 4 号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 8 4 号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた 2 1 の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。</p> <p>第 8 4 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 8 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 8 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 8 4 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 8 5 号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 8 5 号議案「期日前投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。</p> <p>第 8 5 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 8 5 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 8 5 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第 8 5 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 8 6 号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第 8 6 号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による第48条の2の規定により、在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第86号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第86号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第86号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第86号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第87号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第87号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p>

	<p>この案につきましては、公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、市の選挙管理委員会 は開票管理者及びその職務代理者を選任することになってお ります。今回の選挙につきましては、開票管理者には日比野 委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしよ うとするものでございます。</p> <p>第87号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第87号議案について、何かご質問等はございませ んか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第87号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第87号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありませ んか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認 令和元年6月20日（木）</p>

	<p>午前10時から 302会議室</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一地方選挙等の投票済証配布枚数について ・旭野高校での出前トークの実施について ・全国市区選挙管理委員会連合会定期総会等の報告について ・全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会等の報告について
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>